

秋田県秋田臨海処理センター
エネルギー供給拠点化事業

落札者決定基準

令和5年10月

秋 田 県

1. 総則

本落札者決定基準(以下「本基準」という。)は、秋田県(以下「本県」という。)が秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たって、落札者を決定するための基準を示すものであり、入札説明書と一体のものである。

なお、本県は、本事業の入札に参加を希望する者(以下「応募者」という。)の選定を行うに当たり、学識経験を有する者から意見を聴取し公平な評価基準を決定するとともに、入札審査委員会において、客観的に評価を行い、落札者を決定する。

2. 応募者選定の概要

2.1. 応募者選定の方法

本事業を実施する民間事業者には、本施設の設計・施工及び維持管理・運営に関する技術やノウハウが求められる。従って、応募者の選定に当たっては、価格のほかに、価格以外の技術的な要素等を総合的に評価する総合評価落札方式を採用する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)が適用される。

2.2. 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、図1に示すとおり、応募者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」を実施し、資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者(以下「入札参加有資格者」という。)を対象として、本県の本事業に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、民間の創意工夫の質の向上を図ることを目的として対話を実施する。

対話の実施及び開札後、「本審査」として、基礎審査を実施した上で総合的な評価を行い、落札者を決定する。

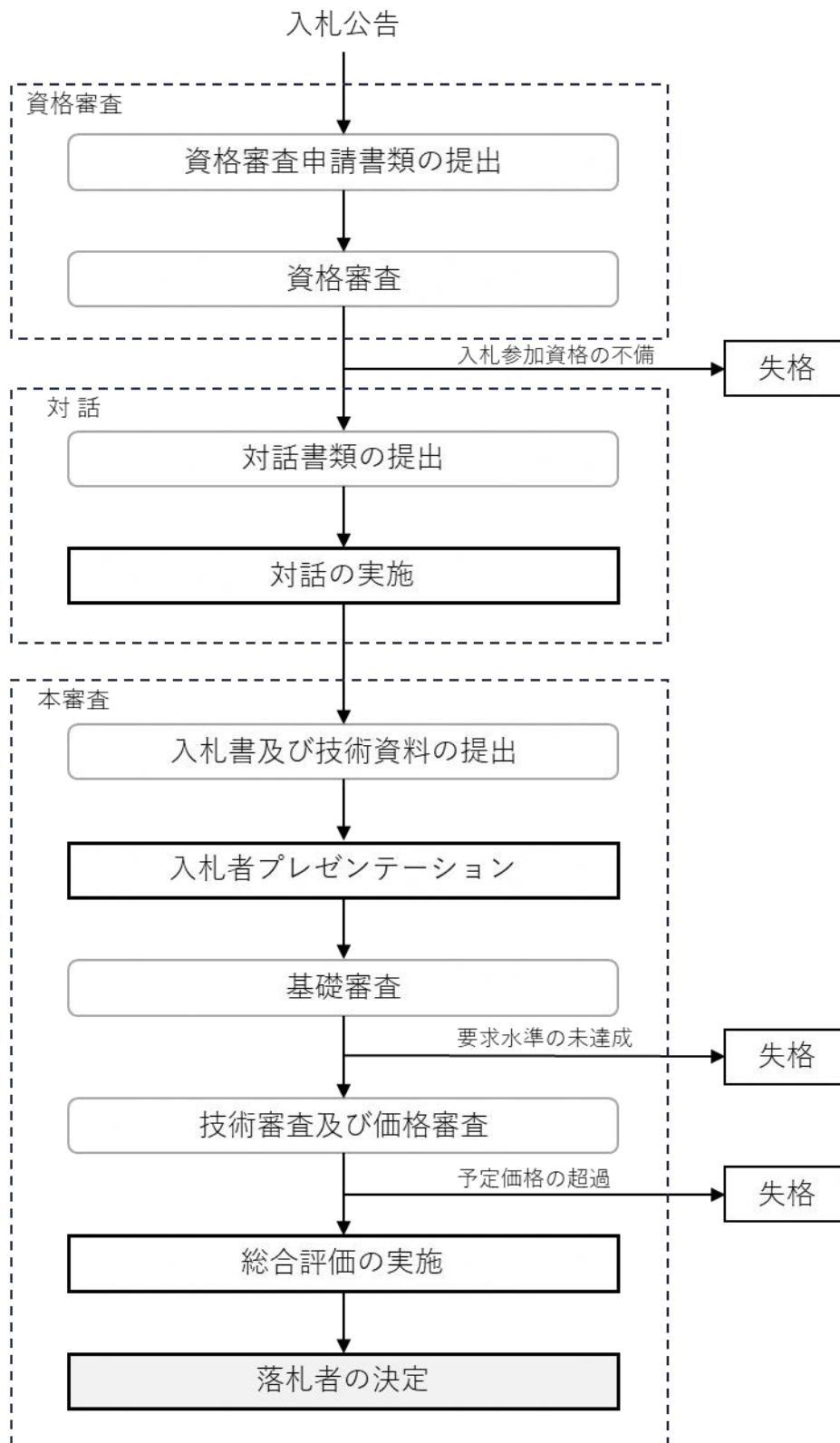


図1 落札者決定フロー

3.資格審査

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類を基に、入札説明書に示す参加資格要件を具備しているかどうかを本県において確認する。

なお、参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

4.対話

入札参加有資格者は、本県と十分な意思疎通を図るために対話を実施すること。

対話の目的は、本県の本事業に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、入札参加有資格者の創意工夫による技術提案内容の質の向上を図ることである。

5.本審査

5.1. 基礎審査

本県は、「基礎審査」として、入札書類に記載された内容が以下に掲げる基礎的事項を満たしていることの審査を行う。

また、本県は、必要に応じて、入札者に対し当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。

(1) 入札書類についての審査

ア 必要な書類がそろっているか。

イ 入札書類全体について、様式に従った内容となっているか。

ウ 書類間で整合しているか。

(2) 提案内容と要求水準の適合性等の審査

ア 全ての業務について、要求水準を満たしていることが確認できる提案があるか。

イ 全ての業務について、契約書(案)に規定する内容を遵守していることが確認できる提案があるか。

5.2. 総合評価

総合評価では、技術審査及び価格審査を基に、総合評価点を算定し、入札者のうち最も高い点数の者を落札者として決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、くじにより落札者を定めるものとする(くじの日時及び場所については、別途指示する。)

(1) 総合評価

総合評価では、技術審査結果の技術評価点と価格審査結果の価格評価点を以下に示す算定式により総合評価点を算定する。

$$\text{総合評価点 (100点)} = \text{技術評価点 (75点)} + \text{価格評価点 (25点)}$$

なお、技術評価点と価格評価点の点数配分については、事業実施による効果や実現可能性を重視するため、技術評価点に重みを置き75点としたものである。

(2) 技術審査

本事業の趣旨は、大別して以下に掲げる4つに集約される。技術審査に当たっては、この4つの事項に関して重点的に評価を行うこととする。

①需要家に対する電力供給に関する事項

本事業においては、再生可能エネルギーによる電力供給割合を一定割合以上とする必要があるとともに、できるだけ安価な電力単価による供給が求められる。

②持続可能な安定した事業

本事業は、先述のとおり、本施設における再生可能エネルギー発電設備の導入及び運営を行うことを目的としており、長期間の持続可能な安定した事業が求められる。

③更なる脱炭素化の推進

本事業は、環境省にて選定された脱炭素先行地域内における「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金」採択事業として事業を展開するものであり、脱炭素化を推進する事業内容である必要がある。

④地域貢献

本事業の実施にあたっては、地域経済活性化についても十分に配慮する必要がある。

ア 定性評価及び定量評価

定性評価については、表1に示す採点基準を基に、技術評価点を付与する。定量評価については、提案された数値を算定式により点数化し、技術評価点を付与する。なお、技術審査では別紙に示す各評価項目について評価、採点し技術評価点を算定する。

表 1 定性評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0.00

イ 技術審査対象項目

技術審査の対象となる項目は下表のとおりとする。なお、それぞれの審査項目に対する評価基準や配点については別紙に示す。

表 2技術審査審査項目一覧

大項目	中項目	小項目
需要家に対する電力供給に関する事項	再生可能エネルギーの供給量 (事業期間平均) 電力供給単価 (全需要施設平均単価)	臨海処理センター導入再エネ発電による電力の自家消費率
		外部調達電力の種別
持続可能な安定した事業計画に関する事項	事業計画の確実性	実施体制
		発電設備の設計・施工・維持管理及び運営の事業実績
		PPP/PFI事業の実績
		財政収支(資金調達含む)の見通し
	設計の適切性	臨海処理センター導入再エネ発電による電力の自家消費率算定の妥当性
		設備設計
		安全性の確保
		電力レジリエンスの確保
	施工計画の適切性	マイクログリッド発動時の設備設計
		施工計画(仮設工含む)
	管理運営計画の適切性	安全性の確保
		保全・修繕計画
	モニタリング計画	非常時対応計画
		運営計画
経営・財務計画、維持管理・運営計画に関するモニタリング計画		
更なる脱炭素化に関する事項	再エネ電力の有効活用	経営継続に向けたリスク管理計画
		再エネ電力有効活用につながる発電側および需要側制御の工夫
	水素製造利用装置の活用に関する工夫	
その他GHG排出削減に関する提案	その他の有効な提案	
地域貢献に関する事項	設計・施工及び維持管理・運営に関する地域貢献	建設施工への地元企業の関与(工事請負事業者としての参画)
		建設施工への地元企業の関与(業務への関与)
		管理運営への地元企業の関与(運営事業者としての参画)
		管理運営への地元企業の関与(業務への関与)
	PR活動	エネルギー供給拠点化事業、資源循環、下水道事業の情報発信
雇用、人材育成に関する地域貢献	県内雇用数	
	県内教育機関等への協力	
その他の事項	その他の有効な提案	その他の有効な提案

(3) 価格審査

価格審査は、入札価格が予定価格に110分の100を乗じて得た価格(以下「入札比較価格」という。)以下のものを対象として、価格評価点を算定する。入札価格が入札比較価格を超える場合には失格とする。

価格評価点は、以下に掲げる算定式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 25 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{入札比較価格})$$

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

評価項目 No.1:需要家に対する電力供給に関する事項

需要家に対する電力供給に関する事項に係る配点は、以下のとおりとする。

① 再生可能エネルギーの供給量

配点	評価方法	評価内容
3	定量	【臨海処理センター等導入再エネ発電による電力の自家消費率】 ・自家消費率が67%以上で、できるだけ高い自家消費率であるか。
3	定性	【外部調達電力の種別】 ・再エネ発電による電力供給量不足時における外部調達電力が、環境省脱炭素先行地域づくりガイドブックが示す「再エネ等電力供給量」メニューの上位に該当する電力であり、その割合ができるだけ高いか。(事業期間20年間の合計外部調達電力量に占める割合で評価)

② 電力供給単価(全需要施設平均単価)

配点	評価方法	評価内容
15	定量	【電力供給単価】 ・需要施設に供給する電力単価が、全施設平均で22.0円/kWh(税抜き)以下であり、できるだけ低い供給単価であるか。(全施設における年間電力購入費用を年間電力需要量で除した価格で評価)

評価項目 No.2:持続可能な安定した事業計画に関する事項

持続可能な安定した事業計画に関する事項に係る配点は、以下のとおりとする。

① 事業計画の確実性

配点	評価方法	評価内容
2	定性	【実施体制】 ・事業に関わる企業について役割分担が明確に示されているか。 ・必要とされる有資格者技術者等の配置方針が妥当でありその配置が継続的かつ確実に見込めるか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の指揮命令系統が明確化されており、事業の適切なマネジメント及び安定的かつ円滑な事業実施が期待できる体制が構築されているか。 ・適正な作業員の配置となっているか。 ・協力会社との協業体制などが明記されているか。
2	定性	【発電設備の設計・施工・維持管理及び運営の事業実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・消化ガス発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備、蓄電池設備、自営線設備、水素製造利用設備、EMSについて、設計・施工・維持管理及び運転の実績があるか。
1	定性	【PPP/PFI事業の実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・国または地方自治体によるPPP/PFI事業(対象施設は問わない)を受注した実績があるか。
4	定性	【財政収支(資金調達含む)の見通し】 <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な財政収支の見通しが適正に示されているか。 ・事業運営コストに対し、必要な電力供給による収入は確保されているか。 ・コスト増や収入減等のリスクに対する対応方針が適切か。 ・長期にわたって財務健全性が確保された計画となっているか ・電力供給単価及び主な事業費の根拠が明確に示され、現実的な内容か。
1	定性	【臨海処理センター導入再エネ発電による電力の自家消費率算定の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ発電電力量の算定根拠(発電電力量、蓄電池等充放電電力量、外部調達電力量等の正確な把握と、これに基づき行う電力需給バランスシミュレーション)は妥当で正確か。

② 設計の適切性

配点	評価方法	評価内容
3	定性	【設備設計】 <ul style="list-style-type: none"> ・設計における設備の能力、コスト、維持管理性などの考え方が適切で、具体性、実現性があるか。
1	定性	【安全性の確保】 <ul style="list-style-type: none"> ・臨海処理センターおよび自営線の安全対策が確保されているか。
3	定性	【電力レジリエンスの確保】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、事故時の電力供給の持続性、早期復旧対応が確保されているか。
2	定性	【マイクログリッド発動時の設備設計】 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクログリッド発動時における、マイクログリッド内での電圧周波数変動対策、瞬間停電時のFRT対応等の考え方が妥当で、実現性や具体性があるか。

③ 施工計画の適切性

配点	評価方法	評価内容
3	定性	<p>【施工計画(仮設工含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計及び建設(必要な許認可取得、市との協議、試運転を含む)業務全般について、施設供用開始時期を踏まえた計画がなされているか。 ・稼働中の施設運転に配慮した施工計画となっているか(施設停止リスクを回避・考慮しているか) ・安全管理、現場管理及び品質管理についての工夫がなされているか。 ・各種調査・協議・発電関連の許認可・施工・運営までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載されているか。 ・施工期間の安全衛生方針及び環境保全について、管理体制や労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているか。 ・試運転試験における作業計画 試験内容について具体的な方法が示されているか。 ・既存施設及び工種間における総合技術調整が必要となる対応策について、施工監理の観点から具体的に提案されているか。
1	定性	<p>【安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工時における作業員および周辺環境への安全性が確保されているか。

④ 管理運営計画の適切性

配点	評価方法	評価内容
3	定性	<p>【保全・修繕計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安全管理、保守点検、修繕の各業務について、基本方針、実施計画、実施頻度等の工夫がなされているか。 ・事業期間最終年度まで設備を安定的に運用できる修繕計画となっているか。 ・通常の点検や修繕時に、電力需要施設への電力供給をできる限り継続する計画となっているか。 ・施設の長寿命化が期待できる保守点検やその費用、予防保全の考え方等が盛り込まれた具体的な保守計画が提案されているか。 ・労働者の安全衛生・危機管理について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているか。
2	定性	<p>【非常時対応計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクログリッド内施設にトラブルが発生した場合の初動対応、復旧計画が妥当か。

1	定性	【運営計画】 ・安定経営、取組による効果(再エネ有効活用、経済性改善)の最大化を考慮しているか。
---	----	---

⑤ モニタリング計画

配点	評価方法	評価内容
2	定性	【経営・財務計画、維持管理・運営計画に関するモニタリング計画】 ・セルフモニタリングの頻度、モニタリング項目及び内容は妥当か。
1	定性	【経営継続に向けたリスク管理計画】 ・経営継続に向けたリスク管理や、万が一経営が立ち行かなくなった場合の対応方針を備えたりリスク管理計画の内容が妥当か。

評価項目 No.3:更なる脱炭素化に関する事項

更なる脱炭素化に関する事項に係る配点は、以下のとおりとする。

① 再エネ電力の有効活用

配点	評価方法	評価内容
3	定性	【再エネ電力有効活用につながる発電側および需要側制御の工夫】 ・電力需要家の電力コスト低減につながる発電および需要電力の制御の取組みに、効果(取組により有効利用が図られた再エネ電力量)や創意工夫があるか。 (脱炭素先行地域で取組むこととしているDR以外の追加的取組が評価対象。追加的取組が複数ある場合は、それぞれの取組による効果等を積み上げて総合的に評価)
3	定性	【水素製造利用装置の活用に関する工夫】 ・将来のクリーンエネルギーとして国が推進する水素製造等を活用したマイクログリッド内の電力需給調整の取組みに、効果(取組みにより有効利用が図られた再エネ電力量)や実現性、将来性、創意工夫があるか。
2	定性	【その他の有効な提案】 ・再エネ電力を有効利用するための独自の提案について、効果、実現性、独創性があるか。

② その他GHG排出削減に関する提案

配点	評価方法	評価内容
1	定性	<p>【その他のGHG排出削減に関する提案】</p> <p>・省エネ、下水処理由来GHG削減、化石燃料消費由来GHG削減、その他GHG削減につながる独自の提案について、効果、実現性、独創性があるか。</p>

評価項目 No.4:地域貢献に関する事項

地域貢献に関する事項に係る配点は、以下のとおりとする。

① 設計・施工及び維持管理・運営に関する地域貢献

配点	評価方法	評価内容
1	定量	<p>【建設施工への地元企業の関与(工事請負事業者としての参画)】</p> <p>・建設施工に関して地元企業(県内に本店または主たる営業所の所在地を有する企業)が工事請負事業者として参画するよう配慮されているか。</p>
3	定量	<p>【建設施工への地元企業の関与(業務への関与)】</p> <p>・建設施工に関して地元企業(県内に本店または主たる営業所の所在地を有する企業)が業務に関与するよう配慮されているか。</p>
1	定量	<p>【管理運営への地元企業の関与(運営事業者としての参画)】</p> <p>・管理運営に関して地元企業(県内に本店または主たる営業所の所在地を有する企業)が運営事業者として参画するよう配慮されているか。</p>
3	定量	<p>【管理運営への地元企業の関与(業務への関与)】</p> <p>・管理運営に関して地元企業(県内に本店または主たる営業所の所在地を有する企業)が業務に関与するように配慮されているか。</p>

② PR活動

配点	評価方法	評価内容
1	定性	<p>【エネルギー供給拠点化事業、資源循環、下水道事業の情報発信】</p> <p>・情報発信の内容や方法の提案について、効果や実現性、創意工夫があるか。</p>

③ 雇用、人材育成に関する地域貢献

配点	評価方法	評価内容
2	定量	【県内雇用数】 ・県内の雇用創出に配慮しているか。(建設期間から運営期間20年間の雇用創出数を評価。本事業に係る元請け企業、下請企業等における新規雇用創出数も含む。)
1	定性	【県内教育機関等への協力】 県内の教育機関(小中学校、高校、大学、高専、職業訓練校、等)における環境学習や専門人材育成に貢献する提案があるか。

評価項目 No.5:その他の事項

その他の事項に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価方法	評価内容
1	定性	【その他の有効な提案】 ・その他、下水道事業の発展に資する提案、本県の課題解決に資する提案、などがあるか。